

議員各位

教育委員会理事

提供年月日	令和8年5月13日
担当部署	教育委員会事務局 学校教育課
担当者名	所属長：辻 大吾
連絡先	直通 077-561-2430
	内線 2796

下記のとおりお知らせします。

「学校と家庭や地域との良好な関係づくりガイドライン」を策定しました

【概要】

カスタマーハラスメントへの対応が事業主の義務となったことを受け、令和8年1月に市の「職場におけるハラスメント防止指針」を改定し、カスタマーハラスメントへの対応を盛り込みました。この度、同指針に基づき、学校現場での具体的な対応を示すガイドラインを策定しました。

事前の調査では、市内の学校で実際にカスタマーハラスメントに該当する事案は少ないものの、教職員へのアンケートでは、負担に感じる業務として「保護者対応」が上位を占めており、保護者等との関係づくりに課題があることが分かっています。

そこで、本ガイドラインは、カスタマーハラスメントが起きてからの対応ではなく、カスタマーハラスメントを未然に防げるような保護者等との関係づくりを主眼において策定しました。

【内容】

1. ガイドライン策定の背景と目的
2. 日常的な信頼関係の構築
3. 保護者等との対応の基本的な考え方
4. 具体的な対応の流れとポイント
5. カスタマーハラスメントの定義
6. 児童生徒への影響
7. 教職員のケア
8. 相談窓口

【その他】

ガイドラインの実効性を高めるため、令和8年7月に全小中学校に講師を派遣する形での研修会を予定しています。

添付資料

学校と家庭や地域との良好な関係づくりガイドライン